令和２年度予算がスタート

八街市議会３月定例会に上程していた令和２年度予算が３月19日㈭に可決・成立しました。

当初予算は、厳しい財政状況を認識したうえで、限られた財源の有効活用を図るため、施策の厳選化と重点化を徹底した、歳入に見合った規模の通年型予算として編成しました。

問財政課　☎４４３－１１１７

令和２年度会計別予算規模

◎一般会計

２２５億８０００万円（対前年度比５．２％増）

一般会計とは、市の基本的な行政を行うための会計です。

◎特別会計

１４１億６７４９万６千円（対前年度比０．３％減）

特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般会計と区分して経理する必要のあるときに設ける会計です。

当市には、次のような会計が設けられています。

○国民健康保険

８５億２９５４万６千円（対前年度比３．１％減）

国民健康保険税や県支出金および一般会計からの繰入金が主な財源で、被保険者の疾病、負傷、死亡、出産などに際し、必要な保険給付を行います。

○後期高齢者医療

７億６４１万円（対前年度比１４．０％増）

後期高齢者医療保険料や一般会計からの繰入金が主な財源で、75歳（一定の障害のある方は65歳）以上の方の医療費給付を行う千葉県後期高齢者医療広域連合に対し、収納された保険料などの納付を行います。

○介護保険

４９億３１５４万円（対前年度比２．９％増）

介護保険料や支払基金交付金、国及び県支出金、一般会計からの繰入金が主な財源で、被保険者の要支援、要介護度に応じて、必要な保険給付を行います。

◎企業（水道事業）会計

１３億８４９１万７千円（対前年度比０．８％減）

水道使用料、県支出金、企業債、一般会計からの出資金や補助金が主な財源で、市民のみなさんに安全で安心な水の供給を行います。

◎企業（下水道事業）会計

１２億２３８６万５千円

（令和２年度より企業会計へ移行）

下水道使用料、国庫支出金、企業債、一般会計からの負担金や補助金が主な財源で、公共下水道（汚水・雨水）施設の整備および維持管理を行います。

※企業会計とは、市が企業として経営する事業の会計です。

一般会計当初予算額の比較

＜歳　入＞　　＜歳　出＞　　（単位：千円）

区　分	令和２年度当初予算額	令和元年度当初予算額	比　較	区　分	令和２年度当初予算額	令和元年度当初予算額	比　較
市　税	7,489,663	7,494,749	△ 5,086	議会費	215,692	212,386	3,306
地方譲与税	176,000	196,000	△ 20,000	総務費	2,078,409	2,178,924	△ 100,515
地方消費税交付金	1,435,000	1,186,000	249,000	民生費	10,370,388	9,525,210	845,178
地方交付税	4,150,000	3,640,000	510,000	衛生費	2,334,225	2,131,735	202,490
分担金および負担金	97,550	140,467	△ 42,917	農林水産業費	282,090	274,883	7,207
使用料および手数料	265,792	272,428	△ 6,636	商工費	125,976	124,930	1,046
国・県支出金	5,522,784	5,141,157	381,627	土木費	1,392,773	1,288,301	104,472
繰入金　※１	693,605	809,763	△ 116,158	消防費	1,407,125	1,362,136	44,989
諸収入	526,856	496,678	30,178	教育費	2,300,121	2,443,413	△ 143,292
市　債　※２	1,865,200	1,663,000	202,200	公債費　※３	2,021,307	1,876,009	145,298
その他	357,550	429,758	△ 72,208	その他	51,894	52,073	△ 179
合　計	22,580,000	21,470,000	1,110,000	合　計	22,580,000	21,470,000	1,110,000

※１　繰入金とは、年度間の財源の均衡を図るために積み立てておいた基金から繰り入れるお金をいいます。
※２　市債とは、建設事業などを行うときの財源とするために国や銀行などから借り入れるお金をいいます。
※３　公債費とは、借り入れた市債の元金と利子を返済するお金をいいます。

令和２年度の主な事業は３ページで紹介しています。

確定申告の期限延長に伴う市民税・県民税への影響

所得税等の確定申告の申告期限が４月16日㈭まで延長されました。これに伴い、３月17日㈫以降に所得税の確定申告を提出された場合、令和２年度の市民税・県民税の当初課税分に申告した内容が反映されない、もしくは納税通知書などの送付する時期が遅れることがあります。

この場合、市民税・県民税が給与から天引きされている方は７月分以降、納付書により納付される方は第２期以降の課税、または税額更正を行ったうえで通知します。

また、市民税・県民税の情報を基にする国民健康保険税や介護保険料、その他の各種の手当などに影響を及ぼす可能性があります。

問課税課　☎４４３－１１１６

テイクアウト・出前のできるお店を紹介

自宅で過ごすことが増えている中、一つの選択肢としてテイクアウトや出前のできる市内のお店を、市ホームページで紹介しています。

HP https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/20/20466.html

問ＮＰＯ法人やちほこり　代表　萱生　直諒　☎０９０－１８４５－６０８５